

令和4年度新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について（制度概要）

1. 対象事業所等

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。福祉用具貸与事業所を除く）

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ③ 神戸市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）
- ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(1)①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣介護サービス事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所・施設等

- ・(1)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

2. 対象経費

新型コロナウイルス感染症への対応において通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成対象とする。

(1) 上記「1. 対象事業所等」(1)①から③に該当する介護サービス事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。介護施設等に限る）
- ② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

- ④ 感染性廃棄物の処理費用
- ⑤ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

(2) 上記「1. 対象事業所等」(1)④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
- 一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る）

(3) 上記「1. 対象事業所等」(1)⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（高齢者施設等に限る）

(4) 上記「1. 対象事業所等」(2)に該当する通所系サービス事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、(4)①②については、代替サービス提供期間の分に限る

(5) 上記「1. 対象事業所等」(3)に該当する介護サービス事業所・施設等

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

- ・感染が発生した介護サービス事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ・感染が発生した介護サービス事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

3. 補助金の額

- ・補助金の額は、予算の範囲内で基準単価及びその他の条件を基準とする。
- ・1介護サービス事業所・施設等につき、上記「1. 対象事業所等」(1)、(2)、(3)それぞれを基準単価まで助成することができる。
- ・介護サービス事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4. エントリー・申請

- ・スムーズな補助金支出のため、早期のエントリーを行ってください。
- ※ 感染収束の翌月にはエントリーするようにしてください。
- ・神戸市のホームページから、①エントリーシート、②対象経費の詳細をダウンロード、

入力のうえ、Eメールにて神戸市福祉局監査指導部（「サービス継続支援事業」担当者）宛に送付してください。

- ・エントリーシート等の内容確認の上、補助対象となると思われる法人に対し、本市より申請書兼請求書等を送信します。

※ エントリーシートの作成方法（「 」内はシート名）

- ① 下記を参考に該当する箇所を入力
 - 黒色シート（「基本情報シート」「債権者登録」）：必須入力
 - 黄色シート：該当する箇所を入力
 - 水色シート：該当があれば下記 4 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養した入所者分の申請についてを参照に入力
 - 桃色シート：応援を実施された場合は、該当する箇所を入力
 - 無着色シート：自動転記されるため入力不要（内容のみ確認すること）
- ② 計算式が入っているセルにも関わらず自動転記されなかった箇所は漏れなく直接入力
- ③ 「内訳 1」が複数必要な場合は、「内訳 1」シートをコピーの上、コピーしたシート名を「内訳 2」と変更（変更すると「内訳 2」に入力した内容が「別紙 2 その 1」に自動転記
- (※) 【施設用】施設内療養者一覧～「職員派遣の内訳 3」までのシートについては、該当がある場合は入力してください。

5. 注意事項（その 1） 対象経費について

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成します。
- (2) 地域医療介護総合確保基金を財源としていることから、診療報酬、介護報酬及び他の補助金等（例：ICT 補助金）で措置されているものは、本事業の対象外となります。
- (3) 感染症の発生期間に生じた、かかり増し経費であることから、備品（使用耐用期間が 1 年以上かつ取得価格が 100 千円以上のもの）、工事を伴う経費や、期間終了後も使用可能な感染対策関連物品（空気清浄機等）は、対象外経費となります。
- (4) 「衛生用品の購入」については、感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品が対象であり、体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは対象外経費となります（使い捨て食器は対象）。
- (5) 感染症の発生期間内に生じた、かかり増し経費の支払等については、期間外になっても補助対象となります。

6. 注意事項（その 2） 対象経費算定期間について

対象経費の算定期間は、以下のとおりです。

区分	算定基準日の考え方
着手年月日	事業所等で感染者が判明した日
完了年月日	事業所等で感染の収束した日又は算定期間内に生じた、かかり増し経費の最終支払日（ただし、いずれも最終日は令和 5 年 3 月 31 日）

7. 注意事項（その 3） 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養した入所者分の申請について

- (1) 施設内療養の取扱いは、【別添2】の定めに基づいています。
※介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の施設が対象です。
- (2) 補助上限額（従来分）は、施設内療養者一人あたり15万円です。
※ただし、15日以内に入院した場合は、1人あたり1日1万円×発症日から入院までの施設内での療養日数（施設内死亡者は除く）になります。
- (3) 緊急事態宣言又はまん延防止重点措置適用に伴う更なる追加補助については、療養者数が一定数を超える場合（※1）は、施設内療養者1人あたり1万円/日を追加補助（従来分とあわせて最大30万円）（※2）します。

（※1）以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者1名につき1万円/日を追加補助。

- ① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。適用区域の考え方については、「国実施要綱」別添2を参照すること。
(令和4年4月8日付の国通知では、令和4年7月末までは適用区域の要件を満たすものとしている。)
- ② 小規模施設等（定員29人以下）にあつては施設内療養者が2名以上、大規模施設等（定員30人以上）にあつては施設内療養者が5名以上いる。
(施設内療養者は発症後15日以内の者とする。)

（※2）追加補助の限度額は、
小規模施設等（定員29人以下）は200万円/施設、
大規模施設等（定員30人以上）は500万円/施設 とする。

- (4) 補助上限額は、原則、事業所・施設等の種別の補助基準額の範囲内です。
- (5) 別途「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症患者の健康管理支援事業」の委託を受ける場合、当該経費との重複計上は認められないのでご注意ください。

8. 注意事項（その4） 申請書類の保存について

証拠書類（手当等支払明細書、納品書・領収書等）については、申請書に添付して提出する必要はありませんが、会計検査院の検査において、提出を求められる場合がありますので、当該書類は必ず5年間（令和10年3月31日まで）保存ください。

9. 注意事項（その5） その他

- (1) 補助制度の全体像については、【別添3】を参照してください。
- (2) 「自費検査費用」（PCR検査費用）については、一定の要件があります。
※【別添1】参照。
- (3) 消費税抜きの額で申請してください。

神戸市福祉局監査指導部
 （「サービス継続支援事業」担当者）
 TEL：（居宅通所）322-6326
 （施設） 322-6242
 FAX：322-5771